資料１

船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会の概要及び取り組み状況

１．船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会について

「児童福祉法」第２５条の２第１項により、地方公共団体は、要保護児童又は要支援児童等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めなければならないとされている。

船橋市では「こどもの虐待と関連の深い配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第９条及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」第１５条の規定に基づき、被害者の適切な保護及び困難な問題を抱える女性への支援が適切かつ円滑に行われるよう、平成１９年４月に「船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会」を設置。

本協議会は「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」、「居住実態不明児童等対応検討会議」からなり、その目的により会議を開催している。家庭児童相談室は各協議会の調整機関として、行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者との相互連携と協力体制を図っている。

協議会内では、要保護児童等の支援に必要な個人情報の交換・共有等については、児童福祉法の規定に基づき認められており、支援のネットワーク内で迅速に正確に情報の交換・共有及び協議等することができるようになっている。ただし、協議会で知り得た個人情報を漏らしてはならないと定められている。

２．船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会の構成

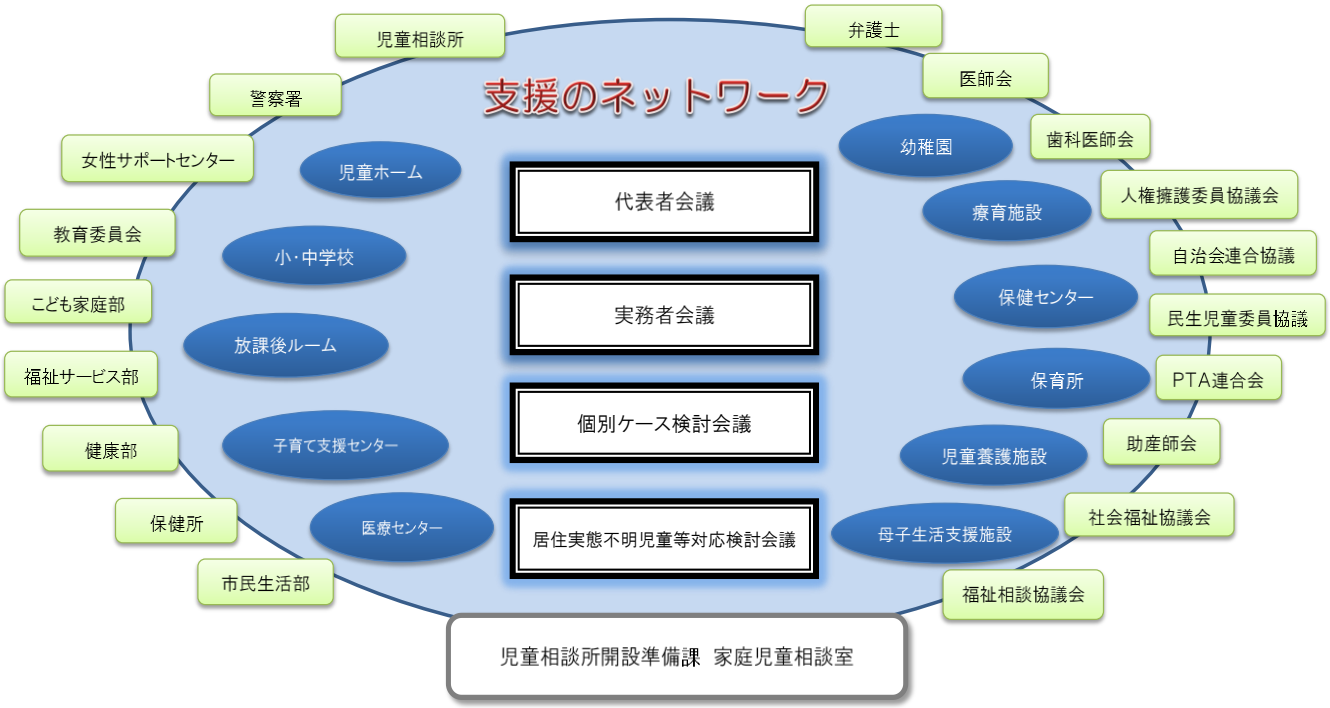

資料１

３．船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の取り組み状況

①　代表者会議

代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として、次の３つに掲げる事項について協議を行う。

① 支援対象児童等の支援等及びDV被害者の支援に関するシステム全体の検討に関すること

② 実務者会議からの活動状況の報告と評価に関すること

③ その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項の検討に関すること

≪令和６年度≫７月及び２月に開催し、第１回会議では、各委員の方からの活動報告や意見交換等が行われたほか、船橋市からは船橋市児童相談所の設置について報告させていただいた。

第２回会議では、令和７年度からの実務者会議会議体の変更案について委員よりご意見を頂戴した。

②　実務者会議

≪令和６年度≫　実務者会議は、次の４つに掲げる事項について協議を行う。

① 支援対象児童等に関する定期的な状況把握、主担当機関の確認、支援方針の見直し等に関すること

② 各種支援に関する情報の交換に関すること

③ 個別ケース検討会議における課題対応等の検討に関すること

④ 代表者会議への活動状況の報告に関すること

毎月１回開催し、延べ２，４４４世帯、対象件数４，３６４件の報告をした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実務者会議対象世帯数	221	194	199	201	209	183	208	210	172	215	217	215	2,444
実務者会議対象件数	421	328	374	383	378	307	394	387	295	377	403	317	4,364
実務者会議にて終了世帯数	40	36	39	35	29	30	27	42	19	41	41	66	445
実務者会議にて終了件数	70	52	68	55	54	49	47	64	28	69	70	103	729

≪令和７年度≫令和６年度第２回代表者会議にて委員の皆様にお示しした、実務者会議に「全体会議」と「進行管理会議」を置く運用について、令和７年４月より開始している。

「全体会議」は令和６年度までの実務者会議を踏襲している会議で、令和７年６月に第１回会議を開催し、構成員に対して、児童福祉部門と今年度より家庭児童相談室の所属となった母子保健部門とのケースワークの連携について事例を交えての報告を行った。

「進行管理会議」は、市川児童相談所船橋支所と家庭児童相談室の２者で４月より月１回での開催

を開始した。児童相談所と家庭児童相談室で担当が受け渡されたケースの進捗の共有や、他市から移管を受けたケースの報告、これから担当変更が予想されるケースを事前に説明するなど、これまでの実務者会議ではできなかった担当機関同士のより具体的な進捗報告を相互に行うことができており、きめ細やかで丁寧な進行管理が行えている。

③　個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等からの要請を受けて調整機関が構成員を招集し、適時開催するもので、次の４つに掲げる事項について協議を行う。

① 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点や緊急度等の確認に関すること
② 個別の支援対象児童等の支援経過の報告及びその評価に関すること
③ 個別の支援対象児童等の支援方針や役割分担（主担当機関や支援機関等）の決定及びその認識の共有に関すること
④ 個別の支援対象児童等の支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること

≪令和６年度≫　対象児童数：２９２名に対し、延べ１２７回開催。
状況把握及び問題点や緊急度の確認、具体的な支援の内容等の検討の他、役割分担の決定や認識の共有、支援計画の検討などを行った。

※個別ケース検討会議出席機関（以下詳細）

出席機関等	教育委員会指導課、教育委員会青少年課、総合教育センター・SSW、生活支援課、障害福祉課、地域子育て支援課、こども発達相談センター、こども家庭支援課、地域保健課、保健総務課、地域福祉課、福祉政策課、包括支援センター 小中学校、高等学校、特別支援学校、放課後ルーム、幼稚園、保育園、医療機関・薬局、警察・京葉地区少年センター、市川児童相談所・他市児童相談所、保健と福祉の総合相談窓口さーくる、児童家庭支援センター、船橋市福祉サービス公社、青少年センター、女性サポートセンター、中核地域生活支援センター、印旛保健所、他市町村児童福祉部門 民生委員・児童委員、訪問看護・訪問介護事業所、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス等）、ふらっと船橋、児童養護施設、介護支援専門員

資料１

④　居住実態不明児童等対応検討会議

居住実態不明児童等対応検討会議は、居住実態が把握できない児童の安全を速やかに確認することができるよう調整機関（家庭児童相談室）が構成員（子育て給付課、保育入園課、地域保健課、学務課、指導課、保健体育課）を招集し開催する会議で、年１回は対面形式で開催し、その後は各所属で可能な限り初期調査を実施したうえで対象児童を集約。居住実態が把握できない児童の４割を超える児童が国外に出国しているという統計から、東京入国管理局へ出入国の記録照会や要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用した調査などを実施のうえで居住実態がつかめない児童についてのみ会議を開催し会議の効率化を図っている。会議を開催する際には、次の３つに掲げる児童について協議を行う。

① 居住実態が把握できない児童の状況把握、問題点等の確認に関すること

② 居住実態が把握できない児童の今後の調査等に関すること

③ 居住実態が把握できない児童の安全確認にかかる関係機関の役割分担に関すること

≪令和６年度≫　令和６年度の対面開催は１回のみであったが、対面開催時を含む年４回対象児童を集約し、計２５名（健康診断未受診者６名、訪問時不在４名、新入学及び就学状況確認時把握できない者１５名※継続を含め取り扱った延べ人数は３７名）の児童について調査を実施。うち１３名は出国、１２名は居住実態の確認ができたため年度内に終了している。

資料１

船橋市要保護児童及びＤＶ対策地域協議会設置要綱

第１章　総則

（設置）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２５条の２第１項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「ＤＶ防止法」という。）第９条及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第五十二号。以下「女性支援法」という。）第１５条の規定に基づき、被害者の適切な保護及び困難な問題を抱える女性への支援が適切かつ円滑に行われるよう、関係機関の相互連携と協力を図るため、船橋市要保護児童及びＤＶ対策協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援対象者）

第２条　協議会の支援対象者（以下「支援対象児童等」という。）は、次に掲げるものとする。

⑴　法第６条の３第８項に規定する要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）及びその保護者

⑵　法第６条の３第５項に規定する要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（前号の要保護児童に該当するものを除く。））及びその保護者

⑶　法第６条の３第５項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）

⑷　ＤＶ防止法第１条第２項に規定する被害者（配偶者からの暴力を受けた者）及び女性支援法第２条に規定する者

（組織）

第３条　協議会に、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議を置く。

２　法第２５条の２第４項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、こども家庭部児童相談所開設準備課（家庭児童相談室）とする。

（構成する関係機関等）

第４条　協議会は、別表第１に掲げる国又は地方公共団体の機関、法人及びその他児童の福祉に関連する職務に従事する者をもって構成する。

（会長）

第５条　協議会に会長を置き、健康福祉局長をもって充てる。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、こども家庭部長がその職務を代理する。

（事務局）

第６条　協議会の庶務は、こども家庭部児童相談所開設準備課（家庭児童相談室）において行う。

資料１

第２章　代表者会議

（委員）

第７条　代表者会議の委員は、会長及び別表第２に掲げる関係機関等から選出された者のほか、こども家庭部長、地域子育て部長及び学校教育部長の職にある者をもって構成する。

２　代表者会議の委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員の代理）

第８条　代表者会議の委員が、やむを得ない事情により、代表者会議に出席できないときは、当該委員を選出した関係機関等に属する者のうちから、当該委員が指名した者を代理出席させることができる。

２　前項の規定により代理出席した者は、出席した代表者会議に限り委員とみなす。

（幹事）

第９条　代表者会議の委員を補佐するため、会長が必要と認める者を幹事として置くことができる。

（代表者会議の開催）

第１０条　代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　代表者会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　代表者会議は、会長が必要と認めるときは、第４条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、委員以外の者の出席を求めることができる。

（代表者会議の協議事項）

第１１条　代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として、次に掲げる事項について協議を行う。

⑴　支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること。

⑵　実務者会議からの活動状況の報告と評価に関すること。

⑶　その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

第３章　実務者会議

（実務者会議）

第１２条　実務者会議に全体会議と進行管理会議を置く。

２　実務者会議は、次に掲げる者をもって構成する。

⑴全体会議　別表第３に掲げる関係機関等から選出された実務担当者及びこども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長の職にある者

⑵進行管理会議　こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室及び千葉県市川児童相談所の実務担当者

（全体会議構成員の代理）

第１３条　全体会議の構成員が、やむを得ない事情により、全体会議に出席できないときは、当該構成員を選出した関係機関に属する者を、代理出席させることができる。

２　前項の規定により代理出席した者は、出席した全体会議に限り構成員とみなす。

（全体会議の開催）

第１４条　全体会議に座長を置き、こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長の職にある者をもって充てる。

２　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

３　全体会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

４　全体会議は、座長が必要と認めるときは、第４条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（全体会議の協議事項等）

第１５条　全体会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

⑴　支援対象児童等に関する定期的な状況把握に関すること。

⑵　各種支援に関する情報の交換に関すること。

⑶　個別ケース検討会議における課題対応等の検討に関すること。

⑷　代表者会議への活動状況の報告に関すること。

⑸　支援対象児童等の支援を推進するための事例検討及び研修

（進行管理会議の協議事項等）

第１６条　進行管理会議は、協議会が把握するすべての支援対象児童等についての定期的な状況把握、主担当機関の確認及び支援方針の見直し等を行う。

第４章　個別ケース検討会議

（個別ケース検討会議の構成員）

第１７条　個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等と直接関わりを有している関係機関等のほか、今後関わりを有する可能性がある関係機関等及びこども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室又はこども家庭支援課の実務担当者をもって構成する。

（個別ケース検討会議の開催）

第１８条　個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等からの要請を受けて、調整機関（第２条（４）に規定する支援対象者については、こども家庭支援課）が構成員を招集し、適時開催するものとする。

（個別ケース検討会議の協議事項）

第１９条　個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

⑴　個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点や緊急度等の確認に関すること。

⑵　個別の支援対象児童等の支援経過の報告及びその評価に関すること。

⑶　個別の支援対象児童等の支援方針や役割分担（主担当機関や支援機関等）の決定及びその認識の共有に関すること。

⑷　個別の支援対象児童等の支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること。

資料１

第５章　居住実態不明児童等対応検討会議

（居住実態不明児童等対応検討会議の構成員）

第２０条　居住実態不明児童等対応検討会議は、居住実態が把握できない児童がいることを確認した関係機関等のほか、今後当該児童の居住実態の調査等を行う関係機関等及びこども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室の実務担当者をもって構成する。

（居住実態不明児童等対応検討会議の開催）

第２１条　居住実態不明児童等対応検討会議は、関係機関等における情報共有と連携した対応によって、居住実態が把握できない児童の安全を、速やかに確認することができるよう調整機関において構成員を招集し開催するものとする。

（居住実態不明児童等対応検討会議の協議事項）

第２２条　居住実態不明児童等対応検討会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

⑴　居住実態が把握できない児童の状況把握、問題点等の確認に関すること。

⑵　居住実態が把握できない児童の今後の調査等に関すること。

⑶　居住実態が把握できない児童の安全確認にかかる関係機関の役割分担に関すること。

第６章　雑則

（関係機関等への協力要請）

第２３条　協議会は、法第２５条の３第１項の規定に基づき、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第２４条　協議会の委員、幹事又は構成員（以下「委員等」という。）及び過去に委員等であった者は、協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

２　第１０条第３項及び第１４条第４項の規定による求めに応じ会議に出席した者、又は第１８条の規定により調整機関の招集に応じて個別ケース検討会議に出席する者に対して、調整機関は、協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

（災害補償）

第２５条　代表者会議の委員及び実務者会議の構成員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定に準じて補償するものとする。

（その他）

第２６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

２　船橋市児童虐待及びＤＶ防止連絡会議に関する要綱（平成１３年７月２７日施行）は廃止する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年７月１３日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　改正後の船橋市要保護児童及びＤＶ対策地域協議会設置要綱第３条第３項の規定にかかわらず、別表第２に掲げる船橋福祉相談協議会の委員の任期については、平成２５年３月３１日までの間、市長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年２月２８日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　改正後の船橋市要保護児童及びＤＶ対策地域協議会設置要綱第３条第３項の規定にかかわらず、別表第１に掲げる船橋市地域子育て部療育支援課こども発達相談センターの委員の任期については、平成２５年３月３１日までの間、市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年２月１日から施行する。

資料１

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

協議会を構成する関係機関等

国又は地方公共団体の機関	国	千葉地方法務局船橋支局
	千葉県	児童家庭課（児童相談所、女性サポートセンター）、多様性社会推進課（男女共同参画センター）、教育委員会（高等学校、特別支援学校）、警察本部（警察署）
	船橋市	健康福祉局（こども家庭部、地域子育て部、福祉サービス部、保健所、高齢者福祉部、健康部）、教育委員会（管理部、学校教育部、生涯学習部）、市民生活部
法人	船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋市社会福祉協議会	
その他の者	民生委員・児童委員、主任児童委員、助産師、小中学校職員、保育所職員、幼稚園職員、児童発達支援センター職員、障害児相談支援事業所職員、児童養護施設職員、母子生活支援施設職員、里親、児童自立生活援助事業者、小規模住宅型児童養育事業者、自治会役員、ＰＴＡ役員、人権擁護委員、弁護士、その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者	
その他市長が指定する者		

別表第２（第７条関係）

代表者会議の委員を選出する関係機関等

千葉県	市川児童相談所、女性サポートセンター、船橋警察署、船橋東警察署
上記以外の関係機関等	船橋市医師会、船橋歯科医師会、千葉県助産師会船橋地区部会、船橋市自治会連合協議会、船橋市民生児童委員協議会、船橋市社会福祉協議会、船橋福祉相談協議会、児童養護施設おんちょう園、母子生活支援施設青い鳥ホーム、船橋市保育協議会、船橋市私立幼稚園連合会、船橋市ＰＴＡ連合会、船橋人権擁護委員協議会

資料１

別表第３（第１２条関係）

全体会議の構成員を選出する関係機関等

千葉県	市川児童相談所、警察本部、船橋警察署、船橋東警察署
船橋市	こども家庭部（児童相談所開設準備課、こども家庭支援課）、地域子育て部（保育入園課、保育運営課、地域子育て支援課、療育支援課）、福祉サービス部（生活支援課）、健康部（地域保健課）、保健所（保健総務課）、医療センター、学校教育部（指導課）